2023年5月1日

九州龍谷短期大学の学生の皆様へ

九州龍谷短期大学
学長　後藤　明信

新型コロナウイルスの分類変更に伴う本学の対応について

本学の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より学生の皆様にはご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が、2023年5月8日から季節性インフルエンザ並みの「5類」へ移行されます。移行後の本学での対応は下記の通りといたします。

記

【授　業】

・原則として教室における「対面授業」といたします。

【学内でのマスク着用について】

・学内におけるマスクの着用については、個人の判断に委ねます。

（注意）通学ラッシュ時等の混雑した電車やバスの中や、医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の訪問時においては、マスクを着用するように心掛けてください。

・学内で感染症が蔓延した場合においては、マスク着用の協力を要請する場合があります。

【換　気】

・教室での換気は、教室利用者が適切なタイミングで行ってください。

【手洗い・消毒】

・感染症予防対策として、各階に消毒液を設置しておりますので、引き続き手洗い・消毒を行ってください。

【その他】

・新型コロナウイルスに罹患した場合の公認欠席の取扱いについては、本学学則に定める「公欠事由一覧」（別紙「公認欠席に関する内規」参照）に準ずる。

・これまでの「濃厚接触者」および「新型コロナウイルスワクチン接種並びに副反応」による欠席は、「公欠」扱いとしないこととする。

・本人が感染症（新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ等）に感染した場合は、必ず学校へ連絡してください。

以上

厚生労働省ホームページより

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（ポイント）

今後の方針

新型コロナの感染対策は、令和５年５月８日より
現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。
　政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

＜基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）＞

	現在	今後（５月８日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・（基本的対処方針は廃止） ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

感染拡大防止への ご協力をお願いいたします

感染対策へのご協力、ありがとうございます。

外出をする際は、今一度、ご自身の体調を確認いただき、発熱や倦怠感があった場合は、軽度であっても外出や移動を控え、自治体等の方針に従って受診や検査をお願いします。また、帰省等で高齢の方等と会う場合は、より一層感染防止対策を心がけ体調を整えるようにしましょう。

高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まります。「手洗い」や「3密（密接・密集・密閉）回避」、「換気」、「マスクの効果的な場面などでの着用」など基本的な感染対策に取り組みましょう。

ワクチン接種を検討いただくとともに、接種後も感染対策にご協力ください。
過度な行動自粛は必要ありませんが、それぞれの立場で身近でできる感染対策を引き続きお願いします。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare